

身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)

総括表

氏 名	年 月 日生	男 女												
住 所														
① 障害名(部位を明記)														
② 原因となった 疾病・外傷名		外傷・自然災害・疾病 先天性・その他( )												
③ 疾病・外傷発生年月日 年 月 日														
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)														
人工関節又は人工骨頭置換術 年 月 日 障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日														
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入) <b>既に障害として認定されている部分は必ず再評価し、障害が残存していると判断されるものは、全て記載してください。</b>														
将来再認定(要)の場合、軽度化・重度化、再認定の時期の○年後を必ず○で囲んでください。 <b>【将来再認定 要(軽度化・重度化)・不要】【再認定の時期 1年後・3年後・5年後】</b>														
⑥ その他参考となる合併症状														
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 電話 ( ) 所 在 地 診 療 担 当 科 名 科 医師氏名 (印)														
身体障害者福祉法第15条第3項の意見														
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。 ・該当しない。	障害程度等級についての参考意見 級相当 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>内訳</td> <td>等</td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>上肢</td> <td></td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>下肢</td> <td></td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>体幹</td> <td></td> <td>級</td> </tr> </table> ※ 下肢と体幹の障害が重複する場合、その総合等級は、原則として指数合算を行わないこと。		内訳	等	級	上肢		級	下肢		級	体幹		級
内訳	等	級												
上肢		級												
下肢		級												
体幹		級												

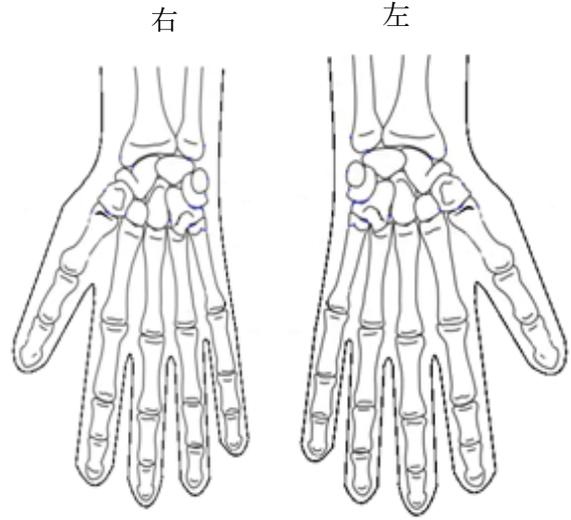
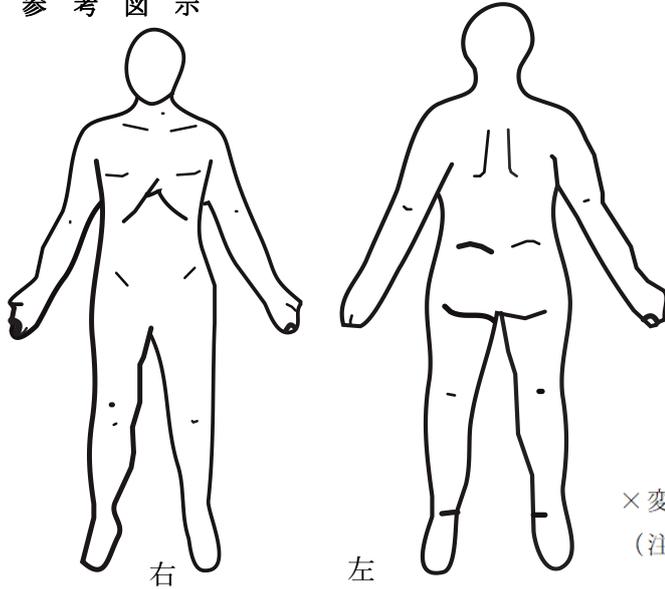
注 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせる場合があります。

第5号様式（第3条関係）  
 肢体不自由の状況及び所見

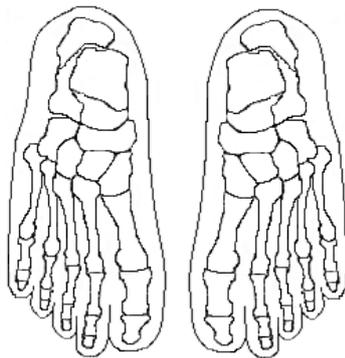
神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見記入）

- 1 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙攣性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- 3 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排尿・排便機能障害：なし・あり
- 5 形態異常：なし・あり

参考図示



×変形    切離断    感覚障害    運動障害  
 （注）関係ない部分は記入不要



利き手を○で囲むこと		
右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握力kg	

上腕の2分の1以上で欠くもの	右・左・両
前腕の2分の1以上で欠くもの	右・左・両
大腿の2分の1以上で欠くもの	右・左・両
下腿の2分の1以上で欠くもの	右・左・両
指の欠損の場合は、各指骨間関節（IP、PIP、DIP）の残存の有無を明記すること。	

計測法
上肢長：肩峰→機首基状突起
下肢長：上前腸骨棘→（脛骨）内果
上腕周径：最大周径
前腕周径：最大周径
大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径（小児等 の場合は別記）
下腿周径：最大周径

動作・活動 ・自立○、半介助△、全介助又は不能×、（ ）の中のものを使う時にはそれに○  
 ・左右の別がないものは、共働での評価とする。

寝返りをする		〔はしで〕食事をする（スプーン、自助具）	右
足を投げ出して座る（背もたれ、支え）			左
正座、あぐら、横座り（背もたれ、支え）		コップで水を飲む	右
いすに腰掛ける			左
座位又は臥位より立ち上がる（手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具）		ブラシで歯を磨く（自助具）	右
片脚で立つ	右		左
	左	つまむ	右
家の中の移動（壁、手すり、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）			左
二階まで階段を上って下りる（手すり、つえ、松葉づえ、義肢、装具）		握る	右
屋外を移動する（つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）			左
公共の乗物を利用する（つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）		シャツを着て脱ぐ〔かぶりシャツ〕	
タオルを絞る		ズボンをはいて脱ぐ（自助具）〔どのような姿勢でもよい〕	
背中を洗う		顔を洗いタオルでふく	
排便の後始末をする			

注：身体障害者福祉法の等級は、機能障害（impairment）のレベルで認定されますので（ ）の中に○が付いている場合、原則として自立していないという解釈になります。

歩行能力及び起立位の状況（該当するものを○で囲む。）

- (1) 歩行能力（補装具なしで）： 正常に可能  
 (2km・1km・100m・ベッド周辺) 以上歩行不能・不能
- (2) 起立位保持（補装具なしで）： 正常に可能  
 (1時間・30分・10分) 以上困難・不能

